

# 加美ing (カミング) スポーツクラブ 規 約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、加美ing (カミング) スポーツクラブ (以下「クラブ」という。) と称する。

(事務所)

第2条 クラブの事務を処理するため事務所を、宮城県加美郡加美町宮崎宇屋敷一番52番地4 (加美町教育委員会内) に置く。

(目 的)

第3条 このクラブは、地域住民に対して、誰もがスポーツ活動及び文化活動の普及推進に関する事業を行うことによって、スポーツ・文化の振興を図るとともに、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 誰でも気軽に参加できるスポーツ及び文化活動の実施及び支援。
- (2) 会員の親睦を図るためのイベント等の開催。
- (3) 健康や体力増進を目指した体力・運動能力調査等の実施。
- (4) 目的を達成するために他機関及び他団体との連携。
- (5) 地域住民のスポーツ活動に関する支援。
- (6) その他、クラブの目的達成のために必要な事業。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する個人及び団体とする。
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者。

(入 会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、年会費及び参加料を納入しなければならない。

- 2 年会費は、総会において別に定めるものとする。
- 3 参加料は、事業等に参加するための参加料とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会員の資格は、他に譲渡できない。

(退 会)

第9条 会員は理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名譽を傷つけ、又はクラブの目的に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的勢力との関わりが認められたとき。

(会費の返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しないものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは返還することができる。

## 第3章 組 織

(役 員)

第12条 クラブに次の役員を置くことができる。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 監 事 3名 (別記1)
- (4) 理 事 10名以内 (別記2)

2 クラブに顧問を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第13条 クラブの役員は、総会において、承認するものとする。

- 2 理事長、副理事長は、理事会で選出する。
- 3 監事は、理事長が委嘱する。
- 4 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員補欠)

第14条 クラブの役員に欠員が生じた場合は、理事会で選出し総会において承認するものとする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 理事長は、クラブを代表しクラブを統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、運営委員会および部会を所掌する。
- 4 監事は、会計を監査する。

## 第4章 会議

(会議)

第16条 クラブに次の会議を置く

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会
- (4) 部会

(総会)

第17条 総会は、正会員をもって構成され、クラブの最高決議機関とし、年1回理事長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 3 総会において、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し議決する。
  - (1) クラブの基本方針に関すること。
  - (2) この規約の制約及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び報告に関すること。
  - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
  - (5) 役員承認に関すること。
  - (6) 会費及びその他の拠出金額の決定に関すること。
  - (7) その他、クラブの運営に係る重要事項に関すること。

(理事会)

第18条 理事会は理事と監事をもって構成する。

- 2 理事会は理事長の招集により開催し、理事長が議長となる。
- 3 理事会は次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、担当理事および運営委員をもって構成し、クラブの運営全般について協議する。

- 2 運営委員は35名以内とし、任期は2年とする。(別記3)
- 3 運営委員会は、必要に応じてその都度理事長が招集し、クラブの運営全般について円滑に執行する。
- 4 担当理事は、運営委員会で検討した事項を理事会へ報告する。

(部会)

第20条 クラブに次の部会を置く。部会は担当理事および運営委員をもって構成する。

- (1) 総務・財務部
- (2) 企画・事業部
- (3) 研修・広報部
- 2 各部会の部長1名は、理事より互選し、副部長1名は、部員より互選する。
- 3 各部会は部長が招集し、それぞれの具体的な事業を計画立案し、その実施にあたる。

## 第5章 会計

(会計)

第21条 クラブの会計は、次のものをもって支弁する。

- (1) 年会費
- (2) 参加費
- (3) 事業等による収入
- (4) 国、県、町等からの補助金
- (5) 寄付金及び協賛金
- (6) その他の収入

(資金の管理)

第22条 クラブの資金は理事長が管理する。

- 2 理事長は、理事会の承認を得た事項について、事務局に管理を委任することがで

きる。

(事業計画及び予算)

第23条 このクラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第24条 このクラブの事業報告書、収支決算書等の書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 自己の責任

(自己の責任)

第26条 会員は、クラブの活動に際して、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難傷害等の事故発生に際し、クラブ及びクラブ関係者に対して損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 スポーツ活動を行う会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動の中の傷害をはじめ一切の事故については、スポーツ安全保険の範囲のみで対応するものとする。

(破損の措置)

第28条 使用施設及び設備を破損させ、施設管理者に損害を与えた場合は、使用者の責任において弁済及び復旧の措置をとらなければならない。ただし、適正な使用において生じた破損については、使用者は直ちにクラブと連絡をとり、その都度対応を協議するものとする。

## 第7章 細則

第29条 本規約・別記に定めない事項及びクラブ運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

本規約は、平成29年3月23日から施行する。

加美町総合型地域スポーツクラブ設立総会については、加美町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会委員を持って成立する。

### 別記1 (第12条1項(3) 監事に関すること)

加美町体育協会	1名	
加美町スポーツ推進委員会	1名	
加美町生涯スポーツ普及員協議会	1名	計3名

### 別記2 (第12条1項(4) 理事に関すること)

加美町体育協会	2名	
加美町スポーツ少年団本部	2名	
加美町スポーツ推進委員会	2名	
加美町社会福祉協議会	1名	
加美町振興公社	1名	
加美商工会	1名	
加美町文化協会	1名	計10名

### 別記3 (第19条2項運営委員に関すること)

中新田地区・・・スポーツ推進委員会	} 10名	
生涯スポーツ普及員協議会		
小野田地区・・・スポーツ推進委員会	} 10名	
生涯スポーツ普及員協議会		
宮崎地区・・・スポーツ推進委員会	} 10名	
生涯スポーツ普及員協議会		
公募による運営委員・・・・・・・・・・	若干名	計35名以内

### 別記4 (指導者謝金基準)

1. 指導者等の要請については、本クラブの趣旨を理解し賛同していただける方に依頼することを基本と考える。(ボランティア)
2. 特殊な種目に対する指導者謝金基準(町外) 7,000円
3. 専門的な種目に対する指導者謝金基準(町内) 5,000円
4. 民間者に対する指導者謝金基準(町内) 3,000円
5. 地域指導者に対する指導者謝金基準(町内) 1,000円
6. サークル指導者に対する指導者謝金基準(町内) 300円